

平成29年4月1日

**工事の総合評価落札方式に係る評価基準等の一部見直しについて
(平成29年度4月期)(お知らせ)**

九州地方整備局港湾空港部におきましては、港湾・空港工事の発注手続きにおける総合評価落札方式の定着・拡充を図るため、別添のとおり一部運用の見直しを行い、平成29年4月1日以降に公告する案件より適用することとしておりますので、その旨、お知らせいたします。

なお、見直し内容につきまして、確認したい事項がありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡願います。

また、個別工事に関する質問につきましては、通常の手続き中の問い合わせをご活用頂ければ対応いたしますので、その旨、申し添えいたします。

(問い合わせ先)

国土交通省九州地方整備局

港湾空港部 品質確保室

TEL:092-418-3354(直通)

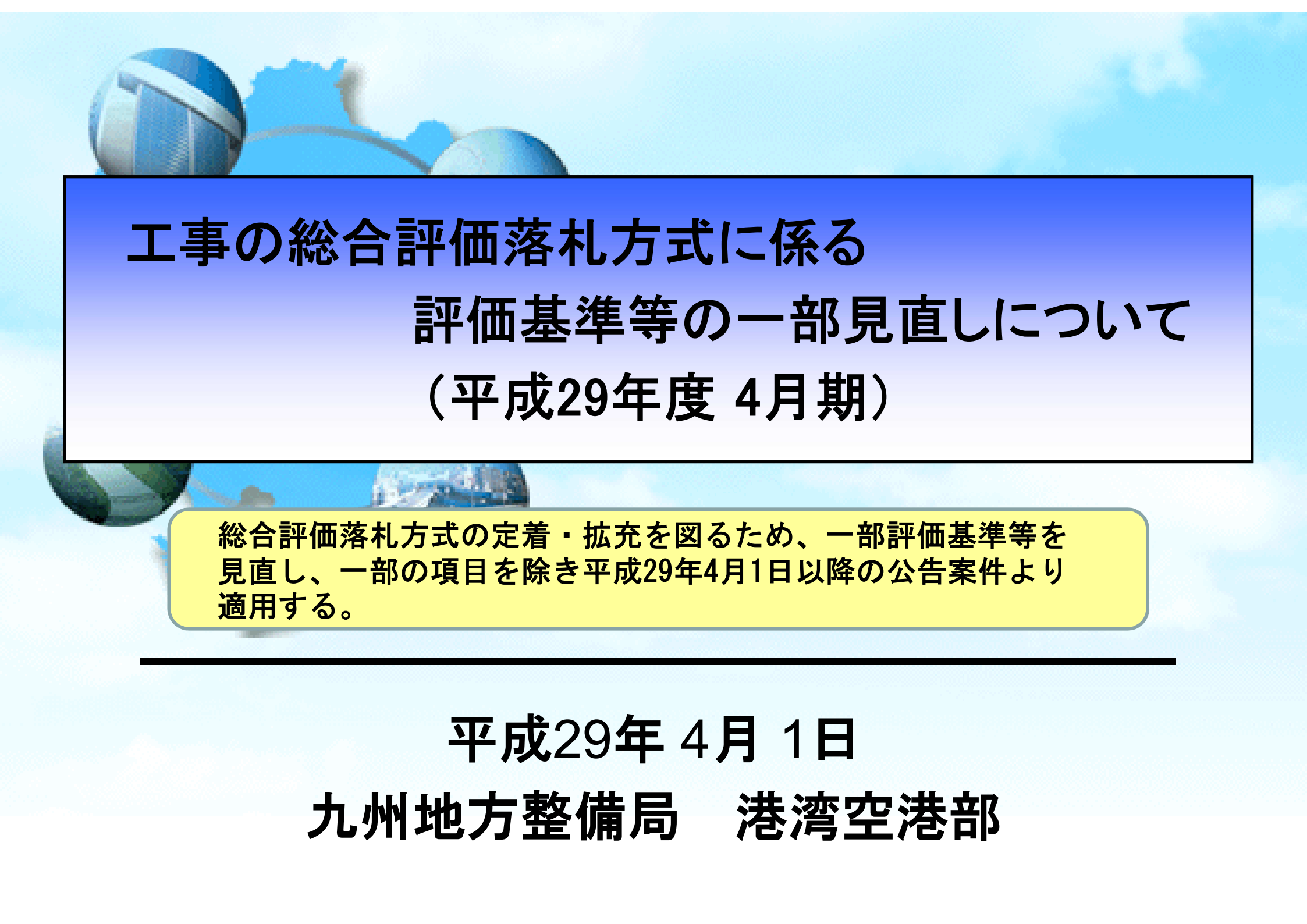
FAX:092-418-3050

品質確保室長

タナカ ノブ・オ
田中 信夫(内線410)

品質確保室課長補佐

ハシモト ジュンジ
橋本 順二(内線411)



**工事の総合評価落札方式に係る
評価基準等の一部見直しについて
(平成29年度 4月期)**

総合評価落札方式の定着・拡充を図るため、一部評価基準等を見直し、一部の項目を除き平成29年4月1日以降の公告案件より適用する。

平成29年 4月 1日
九州地方整備局 港湾空港部

見直しの 内容

1. 総合評価落札方式タイプ選定の見直し	1
2. 一括審査方式適用タイプの見直し	2
3. 企業・技術者評価	
(1) 「企業の施工能力」評価の見直し	
1) 「工事成績の評価」の平均点	4
(2) 「配置予定技術者等の能力」評価の見直し	
1) 「配置予定技術者の事故及び不誠実な行為に関する 事案への関わりの有無を評価する」の評価項目	5
2) 「配置予定現場従事者の資格」の対象資格	6
3) 「配置予定現場従事者の年齢」の対象資格	7
(3) 「地域貢献等」評価の見直し	
1) 「災害協定等に基づく活動実績」の対象協定	8



1. 総合評価落札方式タイプ選定の見直し

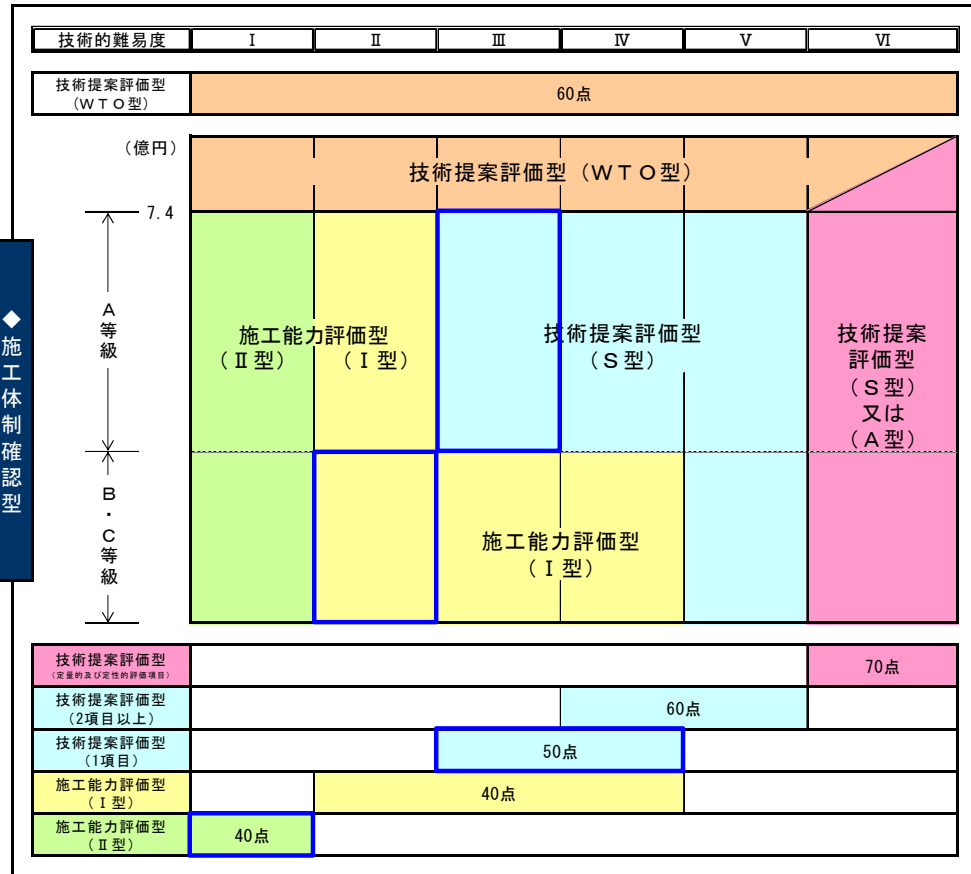
◆総合評価落札方式のタイプ選定の見直し(A等級向け)

競争参加者の負担軽減を図るため、A等級向け工事の内、技術的難易度「Ⅲ」、工事予定金額「7.4億円未満」において、工種が少なく、技術的な工夫の余地が小さい工事(浚渫工事、地盤改良工事等)については、「施工能力評価型(Ⅰ型)施工計画重視型」を選定可能とする。

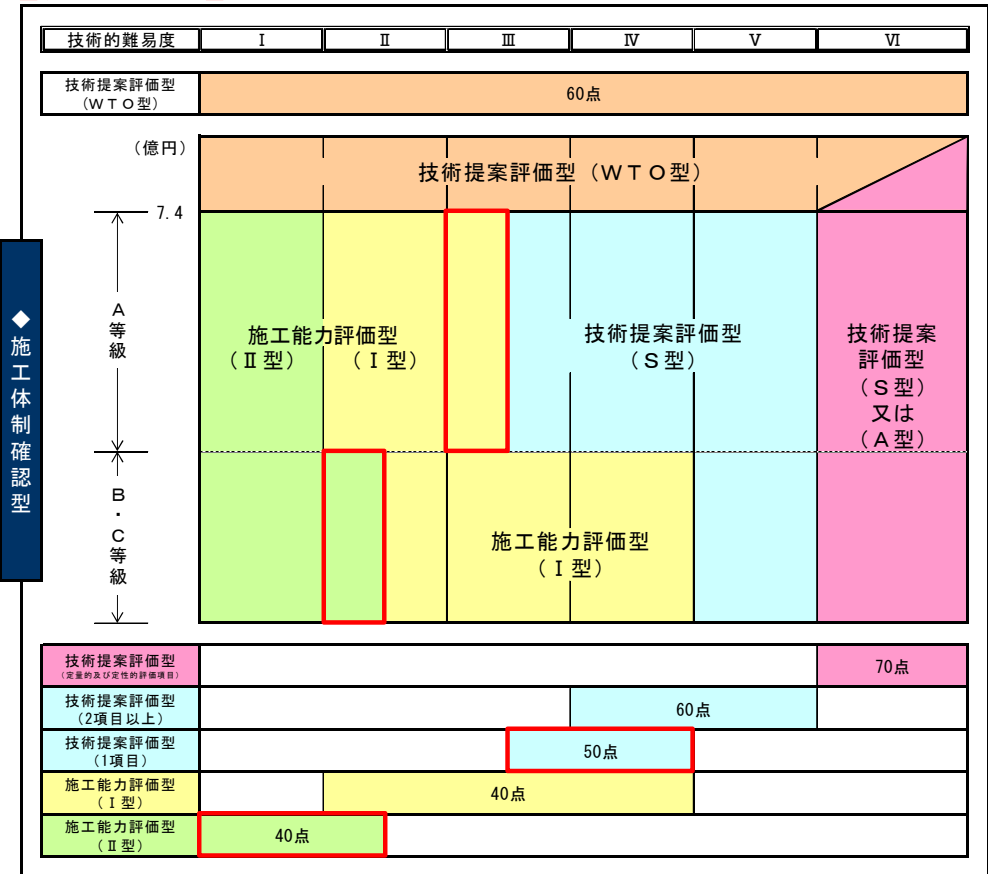
◆総合評価落札方式のタイプ選定の見直し(B・C等級向け)

B・C等級向け工事については、更なる負担軽減を図ることを目的に、技術的難易度「Ⅱ」の工事についても、「施工能力評価型(Ⅱ型)」の選定を標準とし、必要に応じて「施工能力評価型(Ⅰ型)」の選定が可能となるよう見直しを行う。

【現行】



【見直し】

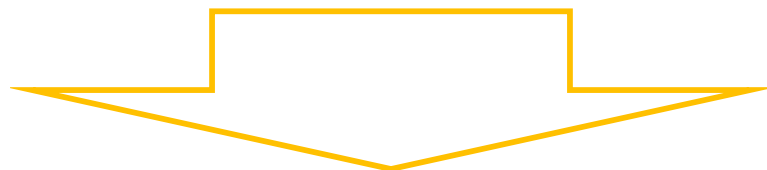


2. 一括審査方式適用タイプの見直し

◆一括審査方式については、競争参加者・発注者双方の負担軽減を図ることを目的に、技術提案評価型(WTO型・S型)及び施工能力評価型(I型)施工計画重視型で試行しているが、更なる負担軽減を図るため、適用タイプの拡大を行う。

【現行】

- 技術提案評価型(WTO型・S型)
- 施工能力評価型(I型)施工計画重視型



【見直し】

- 技術提案評価型(WTO型・S型)
 - 施工能力評価型(I型)
 - 施工能力評価型(II型)
- } 全てのタイプに適用可能

2. 一括審査方式適用条件の見直し②

要 旨

「総合評価落札方式における競争参加者・発注者双方の負担の軽減」及び「企業の技術力審査・評価の効率化」のため、技術提案(施工計画)を求める工事に限って実施してきた複数工事の**一括発注(一括審査)手続きを、施工能力評価型(I型)及び同(II型)に拡大する**

入札手続きに関する留意事項

- ① **入札は、すべての工事または、希望する工事のみ札を入れる。**
- ② **入札説明書で示した開札順番ごとに開札し、工事毎に評価値の最も高い者に落札決定する。**
- ③ **なお、受注した企業は、工事に専念し確実な施工を実施する体制の構築が求められる為、1公告に配置できる予定技術者は、1名とする。**
- ④ **落札決定し、配置予定技術者がいなくなった企業は、以降の入札は無効扱いとする。**

【イメージ図】

複数工事一括発注

・配置予定技術者
1名のみ申請

工事 開札順番	①工事	②工事	③工事	④工事	⑤工事
	1番目	2番目	3番目	4番目	5番目
業者	評価値順位	評価値順位	評価値順位	評価値順位	評価値順位
A	5位	2位	落札決定 1位	無効	無効
B	落札決定 1位	無効	無効	無効	無効
C	3位	4位	2位	2位	落札決定 1位
D	6位	3位	3位	落札決定 1位	無効
E	2位	落札決定 1位	無効	無効	無効
F	4位	5位	4位	3位	2位
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

3. 企業・技術者評価

(1) 「企業の施工能力」評価の見直し

1) 「工事成績の評価」の平均点

◆工事成績の評価については、平均点の算定方法の見直しを行う。
適用は平成29年6月1日以降に公告する工事とする。

【現行】

・九州地方整備局(港湾空港関係)における平成24～28年度内完了の当該工事種別の工事成績評定点の平均点

※施工実績1件で工事成績評定点が80点の場合「平均点:80点」



【見直し】

・当該工事種別の工事成績評定点が全体平均件数未満で、かつ、全体平均点以上の企業については、以下の算定方式で補正する。

[算定方式](例:港湾土木、施工実績1件で工事成績評定点が①80点の場合)

・港湾土木の全体平均件数(③3件)となるよう、全体平均点数(②77.3点)を加算
(①80点+②77.3点+②77.3点)÷③3件=78.2点「平均点:78.2点」

例:工事種別毎の平均件数及び平均点数

工事種別	港湾土木	港湾等しゅんせつ	空港等土木	空港等舗装
平均件数	3	5	2	2
平均点数	77.3	78.0	77.0	76.5

3. 企業・技術者評価

(2) 「配置予定技術者等の能力」評価の見直し

1) 「配置予定技術者の事故及び不誠実な行為に関する事案への関わりの有無を評価する」評価項目【オプション項目】

◆事故等防止を図る観点より、事故等の発生事案に関わりの無い技術者を高く評価する。
『配置予定技術者の事故及び不誠実な行為に関する事案への関わりの有無』をオプションに追加。
※平成29年度は、事故等の発生事案への関わりの少ない技術者を評価する
※平成30年度以降は、事故等の発生事案への関わりのない技術者のみを評価することを検討

【現行】

オプション項目無し

【見直し】

評価	評価基準	加算点
A	事故及び不誠実な行為に該当する事案への関わり（工事实績）が2件未満	2.0
—	事故及び不誠実な行為に該当する事案への関わり（工事实績）が2件以上	0.0

※当該工事種別において、平成28年度に事故及び不誠実な行為に関する措置を受けた事案への関わりの有無を評価する
※事故及び不誠実な行為とは、九州地方整備局（(港湾空港関係)発注工事に限る）による「指名停止」及び「書面による警告・注意」とする
※事故及び不誠実な行為は、主任（監理）技術者、現場代理人又は担当技術者の立場で従事した工事とする

3. 企業・技術者評価

(2) 「配置予定技術者等の能力」評価の見直し

2) 「配置予定現場従事者の資格」の対象資格【オプション項目】

◆『配置予定現場従事者の資格』の評価において、「登録基幹技能者」の更なる普及を図るため、「鉄筋工」と「型枠工」の追加を行う。

【現行】

評価	評価基準	加算点
A	船団長に「登録海上起重基幹技能者」の有資格者を配置 潜水作業指揮者に「一級港湾潜水技士」の有資格者を配置	2.0
B	船団長に「海上起重作業管理技士」の有資格者を配置 潜水作業指揮者に「二級港湾潜水技士」の有資格者を配置	1.0
—	資格なし	0.0



【見直し】

評価	評価基準	加算点
A	船団長に「登録海上起重基幹技能者」の有資格者を配置 潜水作業指揮者に「一級港湾潜水技士」の有資格者を配置 <u>鉄筋工に「登録鉄筋基幹技能者」の有資格者を配置</u> <u>型枠工に「登録型枠基幹技能者」の有資格者を配置</u>	2.0
B	船団長に「海上起重作業管理技士」の有資格者を配置 潜水作業指揮者に「二級港湾潜水技士」の有資格者を配置 <u>鉄筋工に「鉄筋1級技能士（組立）」の有資格者を配置</u> <u>型枠工に「1級型枠施工技能資格」の有資格者を配置</u>	1.0
—	資格なし	0.0

3. 企業・技術者評価

(2) 「配置予定技術者等の能力」評価の見直し

3) 「配置予定現場従事者の年齢」の対象資格【オプション項目】

『配置予定現場従事者の年齢』の評価において、海技士免許保有者を評価していたが、評価対象資格の見直しを行い、**「海上起重作業管理技士」資格保有者を対象とする。**

【現行】

- [特殊作業船団(起重機船団、グラブ浚渫船団、地盤改良船団等)]の技能者を必要とする工事に適用]
- ・現場従事者(特殊作業船団の船員、1名以上)に若手技能者(40歳未満)を配置する場合に評価する。
- ※海技士免許の保有者とし、当該工種の全期間に従事しなければならない。

評価	評価基準	加算点
A	配置予定現場従事者の年齢が 40 歳未満 (海技士免許保有者)	2.0
—	配置予定現場従事者の年齢が 40 歳以上 (海技士免許保有者)	0.0



【見直し】

- [特殊作業船団(起重機船団、グラブ浚渫船団、地盤改良船団等)]の技能者を必要とする工事に適用]
- ・現場従事者(特殊作業船団の船員、1名以上)に若手技能者(40歳未満)を配置する場合に評価する。
- ※海上起重作業管理技士資格の保有者とし、当該工種の全期間に従事しなければならない。

評価	評価基準	加算点
A	配置予定現場従事者の年齢が 40 歳未満 (海上起重作業管理技士資格保有者)	2.0
—	配置予定現場従事者の年齢が 40 歳以上 (海上起重作業管理技士資格保有者)	0.0

3. 企業・技術者評価

(3) 「地域貢献等」評価の見直し

1) 「災害協定等に基づく活動実績」の対象協定【必須項目】

熊本地震の教訓より、直轄施設等に対し災害発生時に迅速な応急対応を図るためには、平時より関係団体との連携構築が重要であると再認識。
このため、『災害協定等に基づく活動実績』の評価項目に、**「当該県内直轄事務所との協定締結」**を追加する。

【現行】

評価	評価基準	加算点
A	当該県内での協定を締結し、災害対応の活動実績又は訓練実績あり	2.0
B	広域（当該県を含む）での協定を締結し、 災害対応の活動実績又は訓練実績あり	1.5
C	当該県内又は広域（当該県を含む）での協定を締結している	1.0
—	協定を締結していない	0.0

【見直し】

評価	評価基準	加算点
A	当該県内直轄事務所との協定を締結し、 災害対応の活動実績又は訓練実績あり	2.0
B	当該県内での協定を締結し、災害対応の活動実績又は訓練実績あり	1.5
C	広域（当該県を含む）での協定を締結し、 災害対応の活動実績又は訓練実績あり	1.0
D	当該県内又は広域（当該県を含む）での協定を締結している	0.5
—	協定を締結していない	0.0

※但し、港湾土木、港湾等しゅんせつ及び
港湾等鋼構造物工事の港湾関係工事では、
「当該港湾等を所管する事務所」に限る。
なお、当該港湾等とは、港湾法又は海岸法
に基づいて国土交通省港湾局が所管する
港湾、開発保全航路及び海岸とする。